

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和7年7月22日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

（1）届出者の氏名又は名称

ア 株式会社デンコードー

イ 株式会社サンデー

ウ 株式会社ホットマン

（2）大規模小売店舗の名称及び所在地 前潟ショッピングセンター 盛岡市前潟三丁目2番1号ほか

（3）変更しようとする事項 駐車場の位置及び収容台数

（4）変更する年月日 令和8年3月8日

（5）変更の理由 立体駐車場の老朽化に伴う解体のため

2 届出年月日 令和7年7月7日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所